

## 【国内受注型企画旅行条件書】

(旅行業法第 12 条の 4 による旅行条件説明書面)(旅行業法第 12 条の 5 による契約書面)

※お申込みいただく前に必ずお読みください。

### 1. 国内受注型企画旅行 ご旅行条件

(1) 「受注型企画旅行契約」(以下単に「契約」といいます。)は、キャビックトラベル(以下「当社」といいます。)がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

### 2. 旅行のお申込みおよび契約の成立

(1) 当社は団体・グループを構成するお客様(以下「構成者」といいます。)の代表として契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

(2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される責務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(5) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金の一部または全額を受領したときに成立します。また当社は、契約責任者より旅行代金の一部または全額を受領した時点で、グループ全員に対して旅行契約が成立したものとします。ただし、申し込み時に各参加者が別々にお支払いになる旨を当社にお申し出いただいた場合を除きます。

(6) 当社は契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けることがあります。この場合、契約の成立時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。

(7) 旅行の参加に際し、視聴覚・記憶障害のある方、車椅子ご利用、妊婦の方、重大な疾患を患われている方、その他特別な配慮が必要な場合は必ずお申し込み時にお申し出ください。このとき、当社はすべての参加者への公平なサービス提供を逸脱せず、かつ可能な範囲内でこれに応じますが、旅行の安全かつ円滑な実施が困難と判断した場合は、ご参加をお断りすることや介助者の同行を条件とさせていただきます。また、契約成立後や出発当日に当該事実を申告された場合は参加のお断りをさせていただきます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様の為に講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(8) 当社は、お客様が次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。

①他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。

②お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

③お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

④お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(9) 契約時に旅行日程、宿泊、運送機関の名称が確定できない

場合は、旅行開始日の前日までに決定内容を記載した確定書面をお送りいたします。ただし旅行開始日の 7 日前以降のお申し込みの場合は、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお期日前であっても、お問い合わせがあれば手配状況についてご説明いたします。

### 3. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した、運送、宿泊、食事、入場観光等にかかる費用および消費税など諸税。

※上記費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しは致しません。

※幼児への食事・寝具・列車座席の提供はございません。

### 4. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「各自で」などと記載されている区間の交通費、食事代、入場料、旅行中の個人的諸費用(電話、クリーニング、飲物等)およびオプションツアーの代金。

### 5. 旅行契約内容・旅行代金の変更

(1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。

(2) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである事由及び当該自由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

(3) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。

(4) 利用される運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて改定されたときは、その差額だけ旅行代金を増減又は減額することがあります。当社は旅行代金を増減する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することが出来ます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。

(5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、受注型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

### 6. お客様の交代

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことが出来ます。この際、交代に要する費用をお支払いいただきます。

### 7. お客様による旅行契約の解除及び払い戻し

#### 【旅行開始前】

(1) お客様は以下の場合には、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。その場合、既にお支払いいただいている旅行代金全額を解除日の翌日か

ら起算して 7 日以内に払い戻しいたします。

イ 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更内容は旅程保証の対象となる第 14 項の規定に基づく「変更補償金の支払いが必要となる変更」に掲げる重要なものに限ります。

ロ 第 5 項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ハ 当社が、旅行開始日の前日までに確定書面をお送りしなかった場合。

ニ 当社が責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

ホ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(2) お客様は旅行契約が成立した後に、次に定める取消料又は企画書面記載の企画料金を当社にお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

【取消日(旅行日の前日から起算して)】21 日目にあたる日以前の解除[日帰り旅行にあつては 11 日目]=企画料金に相当する金額/20 日目にあたる日以降の解除[日帰り旅行にあつては 10 日目]=旅行代金の 20%/7 日前にあたる日以降の解除=旅行代金の 30%/旅行開始日の前日の解除=旅行代金の 40%/旅行開始日当日の解除=旅行代金の 50%/旅行開始後の解除または無連絡不参加=旅行代金の 100%

※上記%は旅行代金に対する料率です。

※取消日は、お客様が当社の営業日・営業時間内にお申し出いただいたときを基準とします。

#### 【旅行開始後】

(1) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

(2) お客様の責に帰さない事由により最終日日程表に従った旅行サービスの提供を受けられないとき、お客様は当該部分の契約を解除できます。その場合、当社は旅行代金の当該部分をお客様に払い戻しいたします。ただし、当社の責に帰さない事由による場合は、当該部分に対する取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を当該金額から差し引いたものを払い戻しいたします。

### 8. 当社による旅行契約の解除および払い戻し

#### 【旅行開始前】

(1) お客様から当社所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、前項に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に事由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することがあります。

イ お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

ロ お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は、団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。

ハ お客様が、契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

ニ スキーなどを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であつて契約内容の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

#### 【旅行開始後】

(1) 当社は以下の場合、旅行契約を解除することがあります。その場合、旅行代金のうちお客様がその提供を受けていない旅行サービスに係る部分から当該部分に対する取消料、

違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を差し引いたものを、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に払い戻しいたします。

イ お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。

ロ お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わず、または他のお客様に対する暴行、脅迫等により迷惑を及ぼし、団体行動の規律を乱し、安全かつ円滑な旅行の実施を妨げるとき。

ハ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

#### 9. 添乗サービス

- 当社は、契約責任者の求めにより添乗サービスを提供することがあります。この場合、添乗サービス料金及び添乗員の団体グループに同行するために必要な交通費、宿泊費等は、旅行代金に含まれるものとします。
- 添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は原則として8時から20時とします。

#### 10. 当社の責任

- 当社は旅行契約の履行に当たって、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- お荷物の損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、おひとり様15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。

#### 11. お客様の責任

- お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、お客様に損害の賠償をしていただきます。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務、その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

#### 12. 特別補償

当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の傷害事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金および携行品損害補償金を支払います。ただし、以下の場合は含みません。

- 細菌性食物中毒によるもの
- 当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われな日にお客様が被った損害

#### 13. 旅程保証

- 当社は下表の「変更補償金の支払いが必要となる変更」に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金と同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、運送・宿泊機関等のサービスが行われているにもか

かわらず、過剰予約が生じたことによるもの以外の、次の変更を除きます。

#### イ 次に掲げる事由による変更

- 天災地変
- 戦乱
- 暴動
- 官公署の命令
- 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置

ロ 第7・8・9項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更

- 当社が支払うべき変更補償金の額は、おひとり様に対して1旅行につき旅行代金の15%を上限とします。ただし、おひとり様に対してその総額が1,000円未満のとき当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社はおお客様の同意を得て、変更補償金の金銭による支払いを、これと同等価値以上の物品または旅行サービスの提供に代えて行うことがあります。

(4) 当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第11項の規定に基づく責任が明らかになった場合には、当社が支払うべき損害賠償金と既に支払った変更補償金との差額を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更		1件あたりの率 (%)	
		旅行開始前	旅行開始後
1	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
4	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5	契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8	前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

(注2)第4号又は第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

(注3)第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までの率を適用せず、第8号によります。

#### 14. 禁止行為

参加者は、当社との契約において、以下の行為を行ってはならないものとします。

- 他の参加者、第三者もしくは当社の著作権、財産権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為。
- 前号の他、他の参加者、第三者もしくは当社に不利益又は損害を与える行為、および与えるおそれのある行為。
- 他の参加者、第三者もしくは当社を誹謗中傷する行為。
- 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の参加者または第三者に提供する行為。
- 当社の承諾なく、当社との契約を通じて、または当社との契約に関連して、営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為。
- 法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- その他、当社が不適切と判断する行為。

#### 15. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入下さい。当社では、商品の交換や返品等のお手扱いは致しかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。

#### 16. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに当社担当者までご連絡ください。(もし、すぐに通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)

#### 17. 個人情報の取り扱いについて

当社は、お客様からの電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みや、ご旅行申込書、ご参加確認書、アンケート等への記入等によりご提供いただいた個人情報を個人データとして保有し、当社において、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービス手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※この旅行条件書は2019年1月1日を基準としております。

株式会社キャピック キャピックトラベル

〒615-0907 京都市右京区梅津段町8

営業時間 10:00 ~ 17:00 定休日 土・日定休

TEL:075-881-7711 / FAX:075-864-2124

京都府知事登録旅行業第2-634号

(一社)全国旅行業協会正会員